

第3回 北本市住民自治条例制定研究懇話会
(仮称) B班【市民の権利・責務等について研究するグループ】
グループワーク記録

平成19年3月24日(土)
午後1時30分から
文化センター第2研修室

1 出席者

荻野照夫委員 阿久井美代子委員 内田政之助委員 加藤信利委員
田中昭仁委員 堀越一三委員 谷澤 暢委員 (以上7名)

2 グループ討議の内容

- (1) 初めに、リーダー・サブリーダーを決定した。
- (2) 第1に、前回の懇話会で提示された「緑」の位置づけについて討議をした。
- (3) 第2に、「住民自治条例がなぜ必要か」を北九州市の話題をもとに討議をした。

(1) リーダー・サブリーダーの決定

リーダー 田中昭仁委員

サブリーダー 加藤信利委員

記録係 佐藤健市(職員)

グループメンバーの意見を出しやすくするため、
グループの意見に影響を与えない範囲で職員が記
録係となった。

(2) 住民自治条例に「緑」をどのように位置づけるかという点について各委員からの
意見の要旨

ア 前回の経緯に関する発言

- ・ 前回議論の対象となった発端は、北本市の理念「緑にかこまれた健康な文化都市」が掲げられているが、北本市の緑に関する具体的な数値や現状が判らないまま、各々の主観で「緑」をとらえている。という問題提起があった。

イ 「緑」の位置づけに関する発言

- ・ 「緑」という政策理念は、条例の前文に位置づけが必要。
- ・ 「緑」を北本の理念のトップに上げているが、遺産相続や開発により緑は減少している。緑の減少に歯止めが必要。住民自治条例の前文にうたうのであれば、緑を守るためにさらに細かい条例を定めてもよいと考える。住民自治条例にどう位置づけるのか難しい。
- ・ まちの発展と緑は相反する関係にある。だから、緑を前面に出せないと考える。サブタイトルでよい。さらに言うと、緑をつぶさないと人口が増えない。緑に関して住民が庭に緑を植えるといった工夫が必要。
- ・ まちづくりに関する条例制定により開発を規制し、緑を守ることも重要。

(3) なぜ自治基本条例が必要か？ - 北九州市の話題をもとに - 各委員からの意見の要旨

ア 協働についての発言

(北九州市の公民館の樹木の剪定を地域住民が自主的に行っている話を受けて)

- ・ 行政としては飽和状態にある。維持ができないから協働を打ち出したと考える。協働を前面に出すべき。北本市民が一員だという意識改革がないと成り立たない。
- ・ 市に全てを任せるのではなく、市民も担うべき。
- ・ 長期的な長い目で協働に取り組むことが必要。
- ・ 「できる事をできる時にできるだけ」活動に参加することで地域住民の自主性が確保される。

イ 合併に関する発言

(北九州市が近隣自治体の合併により成立したことを踏まえて)

- ・ 合併と住民自治条例との兼ね合いについて。北本は合併があるのだろうか。
- ・ 北本が合併するにもお金がない状況。
- ・ お金がない中でも工夫している自治体はある。道路をつくるにしても、予算の足りない部分は、地区の市民が工事を行っている例もある。
- ・ 合併してもよいように、住民自治条例は制定しておくほうが良い。
- ・ 始めから合併ありきではない。自立したまちづくりが必要。

ウ 市民と行政との接点をどのように確保していくかということについての発言

(北九州市では、職員による情報発信が熱心であった。HPも見易かった。という話を受けて)

- ・ 行政は情報を発信することで市民との接点を共有できる。
- ・ 住民を代表する組織があればよい。
- ・ 市民と行政とが情報を共有する接点があれば、行政へのチェック機能も働く。

エ 市民がどのような幸せを求めているのか。に関する発言

- ・ 福祉制度の充実した市へ人口が変動している。
- ・ 医療、災害、防犯対策
- ・ いかに住民に満足、理解してもらえるかが大事。

オ 公平性についての発言

- ・ 補助金カット、切捨ての中で税金を滞納する人への不公平感がある。